

回 覧

チャイルドシート借りたままに なっていませんか？

小値賀町では、チャイルドシートの貸出事業を行っていますが、貸出期間は最長1年間となっております。

町からチャイルドシートを借りている方で、1年以上借りたままになっている方や申請期間を超えて借りている方は、速やかに返却していただきますよう、お願いいたします。

※町のチャイルドシートには、側面または背面に **35-3** から **35-22** までのいずれかの番号の記載(シール)があります。

また、不要になったチャイルドシートを町に寄付してもいいという方がいらっしゃいましたら、役場福祉事務所までお持ちくださいますよう、お願いいたします。(ただし、取扱説明書付きの物に限ります。)

問い合わせ先
役場福祉事務所 福祉係
56-3111

